

養 議 第 347 号
令和2年12月18日

議会運営委員会委員長 谷 垣 満 様

養父市議会議長 西 田 雄 一

議会運営及び議会改革の検討について（諮問）

地方自治法第109条第3項第3号の規定に基づき、下記の事項についての調査を求めます。

記

- 1 若手、女性議員の議会参入について
 - (1) 若手、女性が参加しやすい議会に向けた議会改革の検討をすること。
 - (2) 令和4年度中（現委員の任期満了まで）に中間報告すること。
- 2 議員定数、議員報酬及び期末手当について
 - (1) 次期改選後の議員定数、議員報酬及び期末手当の検討をすること。
 - (2) 令和4年度中（現委員の任期満了まで）に中間報告すること。
- 3 積極的、能動的な議会の実現に向けた議会改革の調査研究を行うこと。
 - (1) 議会の権能を強化する通年議会等の調査研究を行うこと。
 - (2) 令和4年度中（現委員の任期満了まで）に中間報告すること。
- 4 災害時等における議会対応に係る行動指針策定について（継続）
 - (1) 災害時等における行動指針及び業務継続計画を調査研究し、策定すること。
 - (2) 令和4年度中（現委員の任期満了まで）に議会の業務継続計画を策定すること。
- 5 必要となる特別委員会の設置について
 - (1) 議長諮問に係る調査をするにあたり、必要に応じて特別委員会の設置を検討すること。